

## LP ガスの適正な商慣行に向けた取組宣言

水島ガスは、企業理念である「人々との信頼のきずなを大切にし、うるおいと感動のあるくらしの創造と魅力にあふれ、いきいきとした社会の実現」に向けて、地域の皆さまへ LP ガスを安定的に供給するとともに、安全第一に安心してお使いいただけるよう努めています。

2024 年 4 月 2 日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令の施行に向けて、水島ガスは改正省令を遵守し、LP ガスの適正な商慣行およびガス料金の透明化に取り組んでまいります。

### LP ガスの適正な商慣行・ガス料金の透明化に向けた取り組み

#### 1. 過大な営業行為の制限

- ・正常な商慣習を超えた利益供与の禁止について十分に理解し、過大な営業行為は行いません。

#### 2. 三部料金制の徹底

- ・LP ガス料金は、「基本料金」、「従量料金」、「設備料金」から構成される三部料金を徹底します。

#### 3. LP ガス料金等の情報提供

- ・賃貸集合住宅等へ入居を希望されるお客さまに対し、不動産会社さま、不動産管理会社さま等と連携し、事前に LP ガス料金を提示するよう努めます。

上記取り組みの履行を、社内コンプライアンス体制のもと、管理監督してまいります。また、社内講習会等を継続的に実施し、関係法令等の理解を深め、取組宣言の浸透を図ります。

2024 年 7 月 2 日  
水島ガス株式会社